

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**無料匿名エイズ検査**

- <①休日エイズ検査>  
 日6/1(日)10時~11時30分、14時~15時30分。  
 所定中央保健センター(中央区南3西11)。80人。  
 申、E。検査希望時間を記入し、5/11(日)から匿名で市コールセンター(☎222-4894、E info4894@city.saporo.jp)へ。(先着)  
 <②平日エイズ検査>  
 区保健センターで月2回実施。日程は市コールセンターへお問い合わせください。  
 <③夜間エイズ検査>  
 日第2火曜18時~19時30分。  
 所定中央保健センター。各日60人。  
 ※②③の申、E。検査希望日を記入し、随時匿名で市コールセンターへ。  
 <④土曜日エイズ検査>  
 日土曜16時~19時。  
 所サークルさっぽろ(中央区南1西6旭川信金ビル内)。  
 申随時、匿名でサークルさっぽろ☎0120-230-396へ。HP  
 問感染症総合対策課☎622-5199、HP

**漏水調査にご協力ください**  
 道路の配水管などの漏水を水道メーターで確認しながら調査します。水道局が委託した水道サービズ協会の調査員

**有効期限が近い水道メーターを無料で取り替えます。**対象家庭には水道局が委託した事業者が事前にチラシを配布した後、取り替えに伺います。作業は1時間ほどかかります。  
 日5月上旬~8月下旬。  
 問各配水管理課(中央・南区)☎(572)7300、北・東区)☎(762)7300、白石・厚別区)☎(891)7300、豊平・清田区)☎(812)7300、西・手稲区)☎(618)7300。

**排水設備の点検商法に注意を**  
 市は排水設備の点検や清掃などについて、業者への依頼や訪問営業は行っていません。  
 問排水指導課☎(818)3422  
**水道メーターの取り替えにご協力を**



が私有地に立ち入ることがあるので、ご協力ください。なお、費用の請求や浄水器の販売をすることはありません。  
 問給水課☎(211)7032、HP

**地域福祉振興助成金の交付**

対地域福祉活動を行うボランティア団体など。  
 日5月15日(木)から区役所、市民活動サポートセンター(エールプラザ内/15階)などで配布する申込書を、6月16日(月)(消印有効)まで。選考あり。  
 問保健福祉局総務課☎(211)2932

**市社会福祉協議会  
協力会員登録説明会・研修会**

内高齢者、障がいのある方などへの家事援助や、ごみ出しなどを行う協力会員の登録説明会。謝礼は1時間700円程度(交通費実費支給)。

日①6月3日(火)、②7月3日(木)。いずれも10時~16時。  
 定各80人。①は千円、②は900円(いずれも来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。  
 申5月13日(火)から。(先着)  
 申込先問市社会福祉協議会(リンケージプラザ内/14階)☎(272)4440、HP

**市民後見人養成研修の事前説明会**

内判断能力の不十分な方を擁護する後見人を養成する研修の事前説明会。7月9日(水)31日(木)13時30分~16時。  
 所定社会福祉総合センター(中央区大通西19)。各300人。  
 申5月12日(月)から区役所などで配布する申込書を、5月12日(月)から。(先着)  
 問市社会福祉協議会☎(632)7355、HP

**65歳以上名簿調査にご協力を**

急病や災害などの緊急時に活用するため、65歳~66歳の方などを対象に訪問調査を実施しています。対象者のお宅に民生委員が伺いますので、ご協力をお願いします。  
 問高齢福祉課☎(211)2976

**敬老優待乗車証は5月末までに返還を**

平成25年度の敬老優待乗車証の返還申請は、5月30日(金)までです。未使用の乗車証を

お持ちで返還を希望する方は、お住まいの区の区役所保健福祉課で申請してください。  
 問市コールセンター☎(222)4894

**特別児童扶養手当・特別障害者手当などの金額が変更**

4月分から左表の通りに変更になります。特別児童扶養手当は8月支給分から、それ以外の手当は5月支給分から変更後の金額が反映されます。

手当名	変更後の 変更後 手当月額
特別児童扶養手当	1級:49,900円 2級:33,230円
特別障害者手当	26,000円
障害児福祉手当	14,140円
福祉手当(経過措置)	

**外国人の高齢者・障がい者に福祉手当を支給**

公的年金に加入できなかったため、年金を受給できない外国人の高齢者や障がい者に、福祉手当を支給します。

本市に住居登録をしており、次のいずれかに該当する方。  
 ①大正15年4月1日以前生まれで永住許可か特別永住許可を受けている方(昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した方を含む)、②昭和37年1月1日以前生まれで、昭和57年1月1日以前に重度心身

障がい者だった方(昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得した方を含む)、③昭和36年4月1日~昭和57年1月1日に日本国籍を取得し、取得前に20歳に達していて重度心身障がい者だった方。  
 問高齢福祉課☎(211)2976

**障がいのある方の就労を支援するセミナー**

内就職活動に必要な基礎知識などを学ぶ。5月27日(火)30日(金)9時~12時。全4回。所キャリアバンク。  
 対知的障がいのある方8人。  
 申、FAX、E、直接。上欄必要事項と利用している事業所名、障がい種別と等級を記入し、5月26日(月)までにキャリアバンク(中央区北5西5saporoporo55ビル内、☎(251)3313、FAX(223)3048、E genki@career-bank.co.jp)へ。(抽選)

**要約筆記者養成講座**

内中途失聴・難聴者の意思の疎通を担う要約筆記者を養成。手書きコース、パソコンコースあり。  
 日6月10日~12月9日の火曜13時~16時。全27回。6月3日(火)13時に説明会、来年2月22日(日)に認定試験を実施。所身体障害者福祉センター。